学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。 ー福井県いじめ防止対策基本方針よりー

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、次の理念をもとに策定します。

- (I) 本校は、児童一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、自分自身を 大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「明倫の心」を核とした心の教育を 推進します。
- (2)本校は、すべての児童に「自信」を育む教育を推進します。いじめは、他者からその「自信」を奪う行為ととらえ、未然防止に全力を注ぎます。自分に自信がある者は他者を傷つけるような行為には及びません。また、自分が「みんなから認められている」「大切にされている」と感じられれば、自然と他者にも優しくなれます。日々の授業を中心として、できる、分かる、大切にされている、認められている等、小さな自己実現を日々積み重ねさせることにより、心の安定と成長を図ります。
- (3) 未然防止には、安定した人間関係のある支持的な集団づくりが欠かせません。本校は、居場 所づくりと絆づくりを意図的に行い、安心して通える学校づくりを目指します。
- (4) 本校は、すべての児童が、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう取り組みます。
- (5) 本校は、いじめがすべての児童に関係する問題であることを認識し、誰もが、いじめる側、いじめられる側、傍観者になり得ることを念頭に、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの根絶に向けて取り組みます。
- (6) 本校は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、 市・教育委員会・学校・地域住民・家庭その他の関係者の「結の心」を生かし、いじめの問題 を克服することを目指します。

2 いじめの定義と判断

いじめとは、学校に在籍する児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は 物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為 の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、背景にある事情を調査し、児童の感じる被害性に着目しながら、いじめられた児童の立場に立って行います。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育
 - ○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○日常的な観察と児童理解

教職員は日常的に児童の様子を観察・把握し、「いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる」という認識のもと、些細な兆候を見逃さないようにします。また、日頃からすべての教職員が児童についての情報交換・情報共有を行い、いじめの早期発見と早期対応策の共有を図ります。

〇授業改善

すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、 児童が楽しく学べる教育に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

- ・全教職員で全児童を観察して、情報を共有します。
- ・さまざまな機会を利用して面談を行い、小さな変化も見逃さず、状況を見取ります。
- ・毎月のいじめ対策委員会で、気がかりな児童の状況について全職員で支援や指導のあり方 を検討します。
- ・保護者との連携を密にして、家庭での状況についても的確に把握し、指導に生かします。

○互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり(心の居場所づくり、絆づくり)

- ・教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努めます。
- ・心の通い合う教職員の協力協働体制を構築します。
- ・自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事を意図的に設定します。

○命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- ・人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育みます。
- ・道徳教育を充実させ、他人を思いやる心や人権意識の高揚を図ります。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てます。

○保護者や地域の方への働きかけ(開かれた学校づくり)

- ・学校運営協議会やPTAの会議、保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供します。
- ・保護者向けのアンケートの実施と意見交換する場を設定します。
- ・保護者研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を行います。

〇インターネットやスマートフォン等に関する指導

- ・インターネットやスマートフォン等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行いま す。
- ・保護者に対して家庭のルールづくりや研修会等を開催し、啓発します。

○SOSの出し方に関する教育

・危機的状況に対応するため、援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等)ができるための教育を行います。

(2) 学校評価への位置づけ

○学校評価(学校の自己評価)

いじめの防止と対応に関する取り組みについて評価します。次年度の具体的取り組みを検討するにあたっては、教職員自らの評価はもとより、保護者や児童の意見等を真摯に受け止め、活かしていきます。

○教職員評価

管理目標に、いじめの防止と対応についての項目を加え、常にいじめ防止の意識を持って教育活動にあたるとともに、自己の取り組みを振り返り具体的に評価改善できるように努めます。

○自己評価と相互評価

学校行事等の後には、児童が自己の活動を振り返り、達成できたことや次につなげたいことを明確にできるようにします。また、集会活動等では一言感想などを通して、相互に「よかったところ」「できたところ」を認め合えるようにします。

(3) いじめの未然防止

○道徳教育、人権教育の充実といじめを誘発しない教職員の態度

道徳教育や人権教育の実践とともにすべての授業での教師の行為(不正行為への毅然とした態度、言葉づかい、指名方法など)を以て、いじめの未然防止に努めます。

また、児童が、いつでもつらい思いを素直に訴えられるよう、全教職員が日頃から児童理解に努め、信頼関係の構築に努めます。

○一人一人が活躍できる集団づくり

学級の係活動や異年齢集団活動、委員会活動などを通して、児童一人一人が自己有用感や自己存在感を感じられるようにします。

○全教職員が「高いアンテナ」を持つ

いじめに関する研修を実施し、資質能力の向上を図ります。また、児童に関わる全ての教職員が、「高いアンテナ」を持ち、いじめの予兆を発見します。その際、管理職や教育相談担当、結の故郷教育相談員等とも連携をとり組織的に対処します。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

特に配慮が必要な児童等について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行います。

○家庭や地域、専門機関との連携

児童の心身の状態を家庭や地域と連携しながら見守ります。学校や家庭だけでは支援が難しい場合は、ためらわずに大野市教育委員会や専門機関に相談し支援を求めます。

(4) いじめの早期発見

I 教職員のいじめに気づく力を高める

○児童の立場に立つ

人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢を大切にします。

○日常の児童の見取り

教職員の気づきを大切にします。

○児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な行動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めます。そのために、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めます。

○いじめが見えにくいわけを理解する

- ①いじめは大人の見えない場所で行われている
 - ・いじめは人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。
 - ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。《時間と場所》
 - ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような ふりをして行われている形態があります。《カムフラージュ》
- ②いじめられている本人からの訴えは少ない
 - ・いじめられている児童には、親に心配をかけたくない、いじめられる自分はダメな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖いなどといった理由が働きます。
- ③ネット上のいじめは最も見えにくい
 - ・ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール 着信があっても出ようとしない」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があ ることを保護者に伝えます。

2 早期発見のための手だて

- ○日々の観察…児童がいるところには、教職員がいます。
- ○観察の視点…学級内の人間関係がどうであるかを把握します。気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復にあたります。
- ○連絡帳や日記の活用…コメントのやりとりから生まれる信頼関係(児童、保護者)を大切 にします。
- ○自己チェックの活用…児童が日々の生活を振り返り、自己チェックします。
- ○教育相談(学校カウンセリング)…気軽に相談できる雰囲気づくりを行います。
- ○日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童達が日頃から気軽に相談できる環境をつくります。
- ○定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施します。
- ○スクールカウンセラーを効果的に活用します。
- ○いじめ実態調査アンケートの実施…学期途中に | 回以上のアンケートを実施します。 保護者や教職員へのアンケートも実施し、早期発見に努めます。
- ○警察との情報共有体制の構築…教頭が連絡窓口となり情報を共有します。

3 相談しやすい環境づくり

タブレット等を活用して、児童がいつでも相談できる体制を整えます。

○本人からの訴え

・心身の安全を保証する

保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

・事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

○周りの児童からの訴え

- ・いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他 の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめます。
- ・「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさない ことを伝え、安心感を与えます。

○保護者からの訴え

- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築きます。
- ・問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問でなく、問題が起こっていない時こそ、保護者 との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、 学校の様子について連絡します。
- ・保護者の気持ちを十分に理解して接します。

(5) いじめの事案対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応します。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ります。

I いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ対策サポート班」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ▽・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

正確な実態把握

- □・当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
 - ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つ一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、警察など関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- ↑・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ││・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許さ ◇ れない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- □・直接会って、具体的な対策を話す。
- √・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行います。あわせて、ただちに学級担任、生活指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告します。

〇いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守ります。

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合 は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。
- ・事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行います。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登 下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

○事実確認と情報を共有します。

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。
- ・保護者対応は、複数の教職員(担任・生活指導担当・教育相談担当等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理 職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。
- ・いじめの疑いがあると判断された段階で、市教育委員会教育総務課生徒指導担当へ報告します。

3 いじめが起きた場合の事案対処

〇いじめられた児童に対して

児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

〇いじめた児童に対して

児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした 対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじ められる側の気持ちを認識させます。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認 識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

○周りの児童達に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から いじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級及び学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自 分たちの問題として意識させます。

〇継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- ・教育相談、連絡帳、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方に、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組 おことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

(6) いじめの解消

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響をあたえる行為(インターネットを通じて行われるものを含む)がやんでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続していることを確認します。
- ・被害者が心身の苦痛を受けていないかどうかを被害者本人やその保護者との面談などで確認し、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、大野市いじめ防止基本方針に定める

- ①児童が、自殺を企図した場合
- ②児童が、身体に重大な傷害を負った場合
- ③児童が、金品等に重大な被害を被った場合
- ④児童が、精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童が、いじめにより一定期間、連続して欠席した場合
- ⑥児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合 があるときは、次の対処を行います。
- ・重大事態が発生した旨を大野市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、 大野市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

(8) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて 最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。未然防止には、本校の スマートルールにある利用約束の意図、また児童達のパソコンやスマートフォン等を第一義 的に管理する保護者と連携した取組を行います。早期発見には、メールを見たときの表情の 変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見 逃さないよう、保護者との連携を図ります。市教育委員会の学校ネットパトロールや学校で 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとと もに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して 対応していきます。

Ⅰ ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板、SNSなどに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものを指します。

・メールやSNSなどでのいじめ ・学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

2 未然防止のための保護者との連携

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠

であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

〇未然防止の観点から

- ・児童たちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童たちを危険から守るためのルールづくりを行う。また、特にスマートフォンを持たせる必要性について検討する。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認 識する。

○早期発見の観点から

・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

【情報モラルに関する指導の際、児童達に理解させるポイント】

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など 別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることに努めます。

ア いじめの未然防止の体制整備及び取組

- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童に対する指導
- カ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

(構成員) 全教職員

(開催時期) 毎月 | 回開催します。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、組織的で迅速な対応をします。

(具体的な取組)

【通常】未然防止・実態把握の取組 【緊急】いじめ生起時の取組 ◎いじめ対策委員会の開催 ○いじめ対策委員会の定期的開催 (警察等関係機関・教育委員会との連携) ○年間活動計画・活動事例の作成 ◎事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信(啓 示・周知(委員会が取組全体の要となって組織的に 発・協力要請) 対応する) ○外部相談機関との連携 ◎専門的知識を有する者との連携 ○実態把握アンケートの実施・分析 (メンタルヘルス・ケア等への配慮) ○定期的な職員間の情報交換 ◎家庭との連携 ○職員研修の企画・運営 ◎いじめ対応サポート班の対応策検討 (夏季休業中に、事例研究や道徳教育・豊かな体 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプ 験活動等に係る研修を実施) ログラムの実施、生命尊重の教育の実施

(2) いじめ対応サポート班

○サポート班の編成

いじめが発覚した日のうちにいじめ対応サポート班を編成します。 いじめ対応サポート班の構成は、次の通りとします。 校長、○教頭、教育相談担当、対象児童の学級担任、養護教諭 (○が主となって会を運営します)

○情報確認

関係児童からは、プライバシーや安全に配慮しながら速やかに聞き取りを行い、事実確認を します。また、事実確認の結果は、校長が責任をもって市教委及び被害・加害児童の保護者 に連絡します。

○対応策検討

確認情報をもとに、対応策を検討します。被害児童の保護を第一に考え、具体的に「いつ」「だれが」「何を」「どのように」行うかをサポート班で共有します。必要に応じて専門機関や関係機関に連携を求めます。

○追跡調査

対応策を実施に移したら、3日後、I週間後、半月後、Iヶ月後、3ヶ月後と状況の追跡確認をします。必要に応じて対応策の修正を図ります。

いじめ対策委員会(常設)

校 長

教 頭

連絡:担任、教育相談等

11 じ

め の 情

校長、教頭、教務主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- いじめの未然防止の体制整備及び取組
- いじめの状況把握及び分析
- いじめの相談・通報の窓口
- 専門的な知識を有する者との連携
- いじめの防止に係ること
- いじめ対策サポート班の立ち上げ

報告

連絡

相談

関係教職員

·教科担任

認知

外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャル ワーカー
- ・スクールサポーター

関係機関

- ·教育委員会
- \cdot PTA
- 警察
- ·児童相談所
- ・民生児童委員
- · 医療機関 等

いじめ対応サポート班(特設)

窓

口

教

頭

生活指導担当

担任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー等

- ア 指導方針や指導方法の共有
- 事実確認作業 イ
- ウ 関係児童への対応
- エ 関係保護者への対応
- 関係機関との連携 オ
- カ 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ対策の年間行動計画

[4~6月]

		児童の活動等		
	教員の動き等	I・2年生	4年生	6年生
4 月	・始業式校長訓話 いじめ防止について ・PTA総会校長挨拶 開かれた学校について ・職員会議 年間計画の周知 ・いじめ対策委員会 基本方針確認 ・学校だより ・学級開き	・学活 クラスのルール決め		・学活 クラスのルール決め ランティア に思う活動
	・いじめ対策委員会 気がかりな児童について・いじめアンケート① 教職員、児童、保護者	・学活 なかよしゲーム		め合う活動 ・学活 エンカウンター
5	・教育相談週間	・個別面談	学級の問題の話合い・個別面談	学級の問題の話合い・個別面談
月	・家庭・地域・学校協議会 児童の様子説明 いじめ対策の年間計画説明 ・学校だより	自分	人権の花を育てよう や他の人を尊重する?	活動 修学旅行 見聞を広め、自主性 と協力性を育てる
6 月	・いじめ対策委員会 気がかりな児童について ・学校だより	・学活 学級問題の話し合い	九頭竜マルシェへの参 地域を誇りに思う活動 ・学活 学級問題の話し合い	

[7~9月]

		児童の活動等		
	教員の動き等	I・2年生	4年生	6年生
	・いじめ対策委員会	・学活	・学活	・学活
	気がかりな児童について	お楽しみ会	お楽しみ会	お楽しみ会
		学期の振り返り	学期の振り返り	学期の振り返り
	・学校だより			
7				
'	・保護者懇談会	ひまわり教室 ネット被害・いじめについて		
月				
	 ・いじめ対策委員会			
	休業中の情報交換			
	2 学期に向けて			
	= 3 / 3 / 1 3 / 1			
	・PTA行事	P	TA、地区行事への	参加
8		地域に新	親しみ、地域を誇りに	思う活動
	・奉仕作業			
月		・学活	・学活	・学活
		2 学期のめあて・係	2 学期のめあて・係	2 学期のめあて・係
		決め	決め	決め
	・いじめ対策委員会	・学活	・学活	・学活
	気がかりな児童について	おとしよりとふれあ	エンカウンター	学級問題の話し合い
	2414 4° 11	おう		
	・学校だより			
9		敬老会への参加		
		地域に親しみ、地域を誇りに思う活動		
月				
		合同体育大会		
		達成感・自己を	有用感の高揚、互い を :	を認め高め合う
		ı	i	i

		児童の活動等		
	教員の動き等	I・2年生	4年生	6年生
	・いじめアンケート②	・個人面談	・個人面談	・個人面談
	教職員、児童、保護者			
I O 月	・いじめ対策委員会 気がかりな児童について ・学校だより	糸	・学活 紅葉まつりにむけて I葉まつりへの参加 5の地域を誇りに思う	
II 月	・家庭・地域・学校協議会 いじめ対策進捗状況説明 意見収集 ・いじめ対策委員会 気がかりな児童について ・学校だより ・メディアコントロール	・学活お楽しみ会の計画	・学活 学級問題の話し合い 市連合 達成感・自己 穴馬和紙 自分たちの地域を	有用感の高揚
12月	・学校評価の実施 ・いじめ対策委員会 気がかりな児童につて 3学期に向けて ・人権週間 ・保護者会 情報や意見収集 ・学校だより	・学活お楽しみ会人権週間の取り組み	・学活人権週間の取り組み	・学活2学期の振り返り人権週間の取り組み

[1~3月]

	(8.6)	児童の活動等		
	教員の動き等	I・2年生	4年生	6年生
月	 ・いじめ対策委員会 気がかりな児童について ・学校だより ・いじめアンケート③ 教職員、児童、保護者 ・教育相談週間 	・学活	・学活	6年生・学活3学期のめあて、係決め・個人面談
2	・学校評価の分析と検討 ・いじめ対策委員会 気がかりな児童について ・家庭・地域・学校協議会 いじめ対策の成果と課題 ・学校だより ・メディアコントロール SNS等の利用の仕方指導	・学活送る会の準備		・学活 送る会の計画 低づくり を誇りに思う活動
3 月	・いじめ対策委員会振り返りと次年度に向けて計画見直し・学校だよりアンケート結果の公表いじめ対策の課題や次年度の計画説明	・学活 I年間の振り返り	・学活 I 年間の振り返り 6 年生を送る会 仲間との絆づくり	・学活 I 年間の振り返り

解消せず

被害・加害双方の保護者へ定期的に連絡

(学年主任・担任)

継続指導·経過観察(組織的対応)

解消の判断

被害児童生徒・保護者への確認

(学年主任·担任)

解消

再発防止·未然防止活動

(学校全体)

※解消の基準

いじめにかかる行為が

止んでいる状態が少なく

とも3ヶ月継続しているこ

・被害児童生徒が心身の

苦痛を感じていないこと

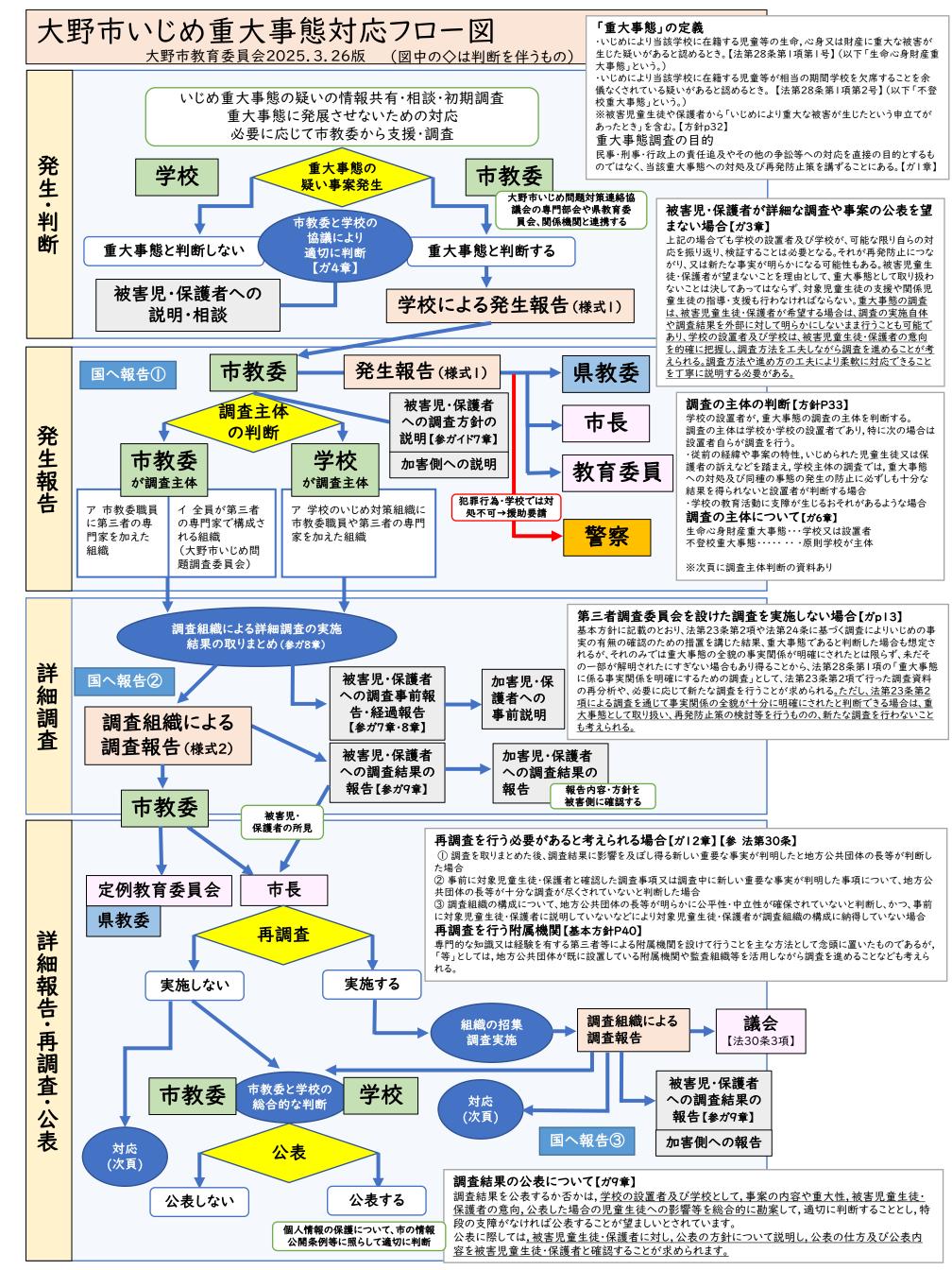
(本人・保護者に確認)

・いじめの状況にに大き

な変化があった場合は

いじめの報告に記録し

て、随時提出する



調 査 結 果を踏まえた対

被害児童生徒への支援

- ・本人への心のケア、安心した学校生 活に向けての支援
- 兄弟姉妹へのケア
- ・不登校となっている場合は、家庭や 関係機関、心理・福祉の専門家と連携 し、学習・登校支援
- ・本人・保護者の希望に応じて指定校 変更、区域外就学の弾力的対応
- ・事案によって加害児童生徒との間で の長期的な環境調整(進級・進学・転 学の際の継続的配慮、適切な引き継
- ・教育委員会からの継続的な指導・助 言·支援

加害児童生徒への指導・支援

- ・児童生徒が抱える課題や家庭環境、事 案の内容を踏まえた成長支援の観点か らの指導支援
- ・保護者と協力しながらの対応
- ・必要な場合、児童生徒や保護者に対し、 SCやSSWによる支援、こども家庭セン ター等による福祉に関する相談・支援
- ・その他、外部機関と連携した指導・支 援・アセスメント
- ・加害児童生徒の出席停止措置の検討 を行う。

再発防止策の実施

・教育委員会の指導主事と調査に関 わった専門家が連携して、学校に調査 報告書の内容を説明し、対応の改善 について協議する。

調査報告書で提言された再発防止策 は、教育委員会の責任のもと、第三者 の視点も入れながら、取り組みの進捗 管理や検証を行う。

- ・人事異動等時間の経過とともに再発 防止策等が軽んじられることのないよ うに、学校及び教育委員会が継続して 取り組む。
- ・重大事態が発生した学校のみならず、 その他の学校においても、当該事案を 題材として事例研究を行う研修会を 開催するなど、同様の事態の発生防 止を行う。

※ フロー図中の説明や参考資料の出典について

【法第○条○項】・・・・「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

【方針P○】····「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定)(平成29年3月文部科学省)

【ガ○章】【ガp○】・・・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】 【ガ6章】

① 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、 必要に応じて、 弁護士、医師、ス クールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。 ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関におい て実施することも考えられる。
- ・なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能(例えば、調査委員会の会場確保や調 査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等)を担う者が必要となるが、 般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節(2)を参照

① 学校いじめ対策組織方式

- 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、 弁護士、医
- 師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。 ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

【専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性 が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態】 【ガ6章】

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を 丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的と しており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校 の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実 関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがあ る場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事 態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を 行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の 保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立 性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必 要である。